

## 入善町郵便入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、入善町財務規則（昭和49年8月1日規則第21号。以下「規則」という。）に基づき町が発注する建設工事において、競争入札における従来の入札方法に加え、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の方法を試行導入することにより、入札参加者の事務の省力化を促進し、入札の透明性を確保するため、必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 郵便入札の試行対象は、次に掲げる競争入札に付する工事等で、入善町請負工事等入札参加者選定要領第2条に規定する指名委員会が決定する。

- (1) 制限付き一般競争入札に付する工事等（一部）
- (2) 条件付き一般競争入札に付する工事等（全て）
- (3) 指名競争入札に付する工事等（500万円以上のもの全て）
- (4) 前各号以外の入札方式で入札に付する工事等

(入札の公告等)

第3条 町長は、郵便入札に付するときは、規則第62条に規定する一般競争入札の公告、及び規則第73条第2項に規定する指名通知において、次に掲げる事項も併せて公告等を行うものとする。

- (1) 入札書、入札価格の工事費内訳書及び入札参加申請書（以下「入札書等」という。）の郵送方法
- (2) 入札書等の到着期限
- (3) 入札書等の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 開札の日時及び場所
- (6) この要領の規定に反して提出された入札書等を無効とする旨
- (7) その他必要と認める事項

(入札回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、1回とする。この場合において、落札者がいないときは、入札を不調とする。

(再度入札)

第5条 町長は、前条において、予定価格に達する入札書がないときは、1回に限り再度入札を行うことができる。

2 町長は、再度入札を行うときは、契約担当により、直ちに不調となった入札の最低入札額並びに到着期限日及び開札日を記載した再度入札通知書を入札参加者に送付するものとする。

3 次条以下の規定は、再度入札を行う場合に準用する。この場合において、「第3条」とあるのは「第5条第2項」と読み替えて適用する。

(入札書等の郵送方法)

第6条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で（押印は、あらかじめ使用印として本町に届け出た印に限る。）、第3条の到着期限までに到着するように入善町企画財政課あてに、一般書留郵便又は簡易書留郵便により「入善郵便局留」として送付しなければならない。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、入札書にあつては内封筒に入れて封かんし、入札価格の工事費内訳書及び入札参加申請書にあつては郵送用の外封筒に入れて封かんし、入札書在中の旨を記載して郵送しなければならない。指名競争入札に付する工事の場合、入札参加申請書は不要とする。

3 前2条の郵送用の封筒は、あて名を「入善町企画財政課」とし、表側に「入札書在中」、「入善郵便局留」と表記し、表側に開札日及び工事名を、裏側に入札参加者の住所・名称及び氏名を記載しなければならない。

（入札書等の開札）

第7条 町長は、到着期限翌日に入善郵便局において入札書等を受領し、開札日時まで企画財政課契約担当において厳重に保管するものとする。

2 町長は、前項の規定により保管した封筒をあらかじめ指定した日時及び場所において、入札参加者の中から選定した2人の入札立会人（以下「立会人」という。）に立ち合わせて開札を行うものとする。

3 入札者は、入札書等が郵便局に到着した以降は、その引き換え又は変更若しくは取り消すことができない。

4 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、落札決定を保留した上で、当該入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。その際、立会人は不要とする。

（立会人の選定）

第8条 立会人は、入札参加者の中から無作為に2人を選定し、開札日前日に契約担当から立会いを依頼するものとする。

2 入札参加者の代理人が立会人となるときは、委任状を提出しなければならない。

3 立会人は、開札終了後に結果を記した開札立会人確認書に署名しなければならない。

4 依頼された立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することができないものとする。開札立会いを辞退した場合は、契約担当から別の人に立会いを依頼するものとする。

5 開札時になっても立会人が全て参集しないときは、不足する人数を当該入札事務執行者以外の職員が立会い開札する。

（入札の延期、中止）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、入札の延期、中止をすることができる。郵便入札の開札を延期する場合は、到着期限までに到着した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を参加者に返却するものとする。

（入札の無効）

第10条 郵便入札の執行について、入札心得に規定するもののほか、郵便による入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 公告した到着期限までに到着しなかった場合

(2) 第6条に規定する送付方法によらず送付された場合

(入札結果の公表)

第11条 町長は、落札者が決定したときは、速やかに当該落札者に連絡するとともに、入札結果を公表する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に委員会で定める。

#### 附 則

この要領は、平成19年5月14日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。